

一般国道20号（長野県諏訪市～下諏訪町間）に係る
計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

一般国道 20 号（長野県諏訪市～下諏訪町間）（以下「本事業」という。）は、国土交通省関東地方整備局が、長野県諏訪市から諏訪郡下諏訪町に至る延長約 11km の道路を設置又は拡幅整備するものである。

本配慮書では、事業実施想定区域の設定において、【案】バイパス案（山側ルート）（以下「バイパス案」という。）、【比較案 1】現道拡幅（以下「現道拡幅案」という。）及び【比較案 2】現都市計画ルート（以下「都市計画案」という。）の複数案が設定されている。バイパス案及び都市計画案は新たに道路を設置する計画であり、現道拡幅案は一般国道 20 号を拡幅整備する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺は、諏訪湖の東部に位置し、市街地及び集落、諏訪湖及びそれに流入する河川並びに温泉源泉、重要な動植物の生息及び生育地、景観資源、眺望点、人と自然との触れ合いの活動の場等、環境配慮が必要な対象が存在する。また、事業実施想定区域に近接する一般国道 20 号沿道には道路騒音の環境基準が非達成な地点が存在し、湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）に基づく指定湖沼とされている諏訪湖の浮遊物質量（SS）等の水質の環境基準は非達成である。

これらの事業特性及び地域特性により、複数案のいずれについても、環境配慮が必要な対象に影響を及ぼすおそれがある。このうち、現道拡幅案は、拡幅整備を行う区間の大部分が市街地及び集落を通過するルートを選定しているため、自動車の走行に伴う騒音等の増加により沿道の地域への更なる環境負荷が生ずるおそれがある。また、バイパス案及び都市計画案は、一部、市街地及び集落を通過するものの、主に諏訪湖に流入する河川や沢等が存在する森林等の丘陵地を通過するルートを選定しているため、土地改変に伴う濁水等の発生により公共用水域への更なる環境負荷が生ずるおそれがある。

また、今後決定される道路構造に応じ、環境影響の内容及びその程度に違いが生ずる可能性があると考えられる。

これらを踏まえ、本事業の更なる検討に当たり、以下の措置を適切に講ずるとともに、その措置の内容について方法書以降の図書に記載すること。

1. 総論

(1) 今後の具体的なルートの位置及び道路構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たり、環境配慮が必要な以下の対象について、本事業の実施に伴う影響を回避又は極力低減すること。

- ① 市街地、集落、学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居
- ② 諏訪湖及びそれに流入する河川並びに温泉源泉
- ③ 重要な動植物の生息及び生育地
- ④ 諏訪市景観計画（平成 21 年 10 月、諏訪市）重点整備地区、下諏訪町景観計画（平成 24 年 8 月、下諏訪町）景観形成重点地区、下諏訪町歴史的風致維持向上計画（平成 25 年 3 月、下諏訪町）下諏訪門前地区、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場

- (2) 今後、本事業の詳細な検討に当たり、適切に予測した将来交通量や社会状況等を踏まえ本事業の内容を精査し、環境に十分配慮した内容とすること。
- (3) 今後設定する対象事業実施区域又はその周辺において上記(1)の対象が存在する場合には、当該対象への影響を十分考慮し環境影響評価の項目を適切に選定すること。
- (4) 今後、本事業の実施に伴い当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。

2. 各論

(1) 大気環境

事業実施想定区域及びその周辺は、市街地及び集落が分布し、住居及び学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が多数存在している。このため、複数案のいずれについても、具体的なルートの位置及び道路構造の検討に当たり、市街地及び集落の分断並びに住居及び環境保全の配慮が特に必要な施設に影響を及ぼす変更の極力回避、円滑な交通流を確保できる位置及び構造の採用等により、本事業の実施に伴う生活環境への影響を回避又は極力低減すること。特に、事業実施想定区域に近接する一般国道 20 号沿道には道路騒音の環境基準が非達成な地点が存在しており、現道拡幅案は、自動車の走行に伴う騒音等の増加により沿道の地域への更なる環境負荷が生ずるおそれがあるため、詳細な拡幅位置及び道路構造の検討に当たり、道路騒音の環境基準の達成状況を悪化させないための措置を検討すること。

(2) 水環境及び土壌環境

- ① 諏訪湖は湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼とされているところ、浮遊物質量(SS)等に係る水質の環境基準は非達成である中、本事業は、諏訪湖に流入する河川及び沢を通過するため、特に、森林が分布する丘陵地を主に通過するバイパス案及び都市計画案は、土地改変に伴う濁水等の発生により公共用水域への更なる環境負荷が生ずるおそれがある。このため、複数案のいずれについても、具体的なルートの位置及び道路構造の検討に当たり、土地を改変する工事の実施に伴う水の濁り等による影響について、土地の改変量及び森林の改変面積を抑制する位置及び構造の採用等により、回避又は極力低減すること。また、橋梁構造を採用する場合における水底掘削等に伴う水の濁り等による影響について、河川の改変量を抑制する位置及び構造の採用等により、回避又は極力低減すること。
- ② トンネル構造を採用する場合は、トンネル掘削等に伴う地下水の坑内への流出、トンネル内への漏水等による周辺地域における水源、温泉源泉等の減水、枯渇等の影響が生ずるおそれがある。このため、具体的なルートの位置及び道路構造の検討に当たり、温泉源泉の改変の極力回避、地下水環境に影響を及ぼすおそれの小さい位置及び構造の採用等により、その影響を回避又は極力低減すること。また、方法書以降の手続において、その影響を適切に把握するための調査、その結果を踏まえたできる限り定量的な手法に

よる予測及び評価を行い、その結果に応じて適切な環境保全措置を検討すること。

- ③ 上川、宮川等が流入する諏訪湖南東側には軟弱地盤が分布し、道路構造物の設置に伴う地盤沈下による影響が生ずるおそれがある。このため、複数案のいずれについても、具体的なルート の位置及び道路構造の検討に当たり、地盤沈下が生ずるおそれの小さい位置及び構造の採用等により、その影響を回避又は極力低減すること。

(3) 動植物及び生態系

事業実施想定区域及びその周辺は、重要な動植物の生息及び生育地が確認されている。このため、複数案のいずれについても、具体的なルート の位置及び道路構造の検討に当たり、これらの改変の極力回避等により、本事業の実施に伴う自然環境への影響を回避又は極力低減すること。また、トンネル構造を採用する場合は、トンネル掘削等に伴う地下水への影響により周辺の沢等の流量が減少し、水生生物等重要な動植物の生息及び生育地に影響を及ぼすおそれがあるため、方法書以降の手續において、専門家等からの助言を踏まえ、その影響を適切に把握するための調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて適切な環境保全措置を検討すること。

(4) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域及びその周辺は、諏訪湖、霧ヶ峰等に臨む眺望点が多数存在し、下諏訪町歴史的風致維持向上計画に基づく下諏訪門前地区等、景観の保全等に係る区域が複数存在する。また、式年造営御柱大祭に関連する神社、散策路等、人と自然との触れ合いの活動の場が多数存在する。このため、複数案のいずれについても、具体的なルート の位置及び道路構造の検討に当たり、これらの改変の極力回避又は機能維持、地域の景観特性と調和した位置及び構造の採用等により、本事業の実施に伴う景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 建設発生土及び廃棄物

本事業は、主に森林が分布する丘陵地又は市街地及び集落を通過する計画であり、本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により建設発生土及び廃棄物が発生する。このため、複数案のいずれについても、具体的なルート の位置及び道路構造の検討に当たり、土量バランスを考慮した上で改変又は掘削を必要最小限とした位置及び構造の採用等により、建設発生土及び廃棄物の発生量を抑制すること。